

労済だより

こくみん共済 NEWS
coop

7223Z089

号 外

発行日

2023年10月15日

編集・発行

こくみん共済 coop 福島推進本部
(福島県労働者共済生活協同組合)

保険料控除申告手続きのお知らせ

年末調整を行う時期となりました。年末調整は今年の納税額の過不足を精算する手続きです。ご加入いただいている共済の中にも対象となるものがありますので、このお知らせを参考にお手続きください。

1. 対象になる共済

生命保険料控除

- ①団体生命共済 ②こくみん共済※¹
- ③団体生命移行共済 ④せいめい共済（終身・定期）
- ⑤総合医療共済（終身・定期） ⑥ねんきん共済
- ⑦新団体年金共済（団体ねんきん共済）
- ⑧いきいき応援（引受緩和型更新プラン）
- ⑨引受緩和型（新引受緩和型プラン）

地震保険料控除

自然災害共済※²

※¹ こくみん共済のうち傷害安心・シニア傷害安心の各タイプ、シニア傷害タイプ・傷害プラス、および傷害タイプ・傷害Wタイプ・個人賠償プラスは除く。

※² 自然災害共済の共済掛金のうち、地震等損害部分に相当する共済掛金が地震保険料控除の対象です。

2. 手続き方法

- (1) 税務署に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」（以下、保険料控除申告書）に記入していただきます。保険料控除申告書には、こくみん共済 coop（以下、当会）から送付する「共済掛金払込証明書」（以下、証明書）を添付する必要があります（以下(2)(3)に該当する場合、証明書の添付は不要です）。
- (2) 所得税基本通達196-2（保険料の金額等を証明する書類の提出または提出に代わるもの）の取り扱いが当会の共済にも適用されます。以下の条件を満たしている労働組合・団体は、証明書の添付は不要ですので証明書の添付を省略してください。

- ① 協定書が当会と労働組合・団体との間で締結されていること。
- ② 勤務先の代表者と当該労働組合・団体との間で賃金控除協定書等が締結されていること。
- ③ 認印は会社・団体の給与担当責任者の印で行うこと。

- (3) (2)に該当しない労働組合・団体も、生命保険料控除に該当する共済で1契約についての払込共済掛金が9,000円以下の場合、証明書の添付は不要です。

ただし、地震保険料控除の場合、払込共済掛金にかかわらず証明書の添付が必要です。

※ 自然災害共済の貸家契約については、確定申告の際に認められる場合もありますので、証明書を保管しておいてください。

【証明書の提出期限】

申告の際に証明書が間に合わないときは、証明書を翌年1月31日までに提出することを条件に控除を受けることができます（所得税基本通達196-1）。

3. 証明書の発行

- (1) 団体生命共済・自然災害共済（セット共済）

セット共済として加入している労働組合・団体については、当会で証明書を作成し、労働組合・団体にまとめてお送りいたします（ただし、証明書を添付する必要がない労働組合・団体についてはお送りいたしません）。

- (2) せいめい共済・総合医療共済・いきいき応援・引受緩和型・自然災害共済（住みいる共済：年払い）・新団体年金共済・ねんきん共済

9月までに加入した組合員（加入者）については、当会で証明書を作成し、労働組合・団体にまとめてお送りいたします。9月～12月の加入者の証明書については、共済契約証書と一緒に送りいたします。

- (3) こくみん共済・団体生命移行共済

契約者の登録住所へ直接お送りいたします。

生命保険料控除 I

生命共済掛金の申告を紙でする場合

■保険料控除申告書への記入例

証明書の保険料控除区分に従って、「一般の生命保険料」または「介護医療保険料」の欄にそれぞれ記入してください。

- ① 保険会社等の名称……「こくみん共済 coop」または「全労済」と記入してください。
- ② 保険等の種類……証明書の契約名を参照のうえ、以下のとおり記入してください。
 団体生命 = 「団体定期生命共済」
 総合医療・せいめい・引受緩和・いきいき = 「個人長期生命共済」「終身生命共済」※
 終身 = 「終身生命共済」
 ※証明書の共済期間に「終身」と記載されている契約が「終身生命共済」、それ以外の契約は「個人長期生命共済」です。
- ③ 保険期間または年金支払期間…共済期間の年数を記載のとおりに記入してください。なお、5年・10年など異なる年数の契約がある場合は合算せず、それぞれ記入してください。また、「終身」の場合は「終身」と記入してください。
- ④ 保険等の契約者の氏名……契約者氏名を記入してください。
- ⑤ 保険金等の受取人の氏名……契約者氏名と続柄を記入してください。
 契約時に死亡共済金受取人指定の手続きをされている場合は、その方の氏名を記入してください。
- ⑥ 新・旧の区分……証明書を参照のうえ、新制度の場合は「新」、旧制度の場合は「旧」に丸を付けてください。
- ⑦ あなたが本年中に支払った保険料等の金額……差引本年度控除対象予定額を記入してください。

生命保険料控除 新制度 令和05年分 生命保険料控除対象共済掛金証明書（一般生命） 証明日 2023年08月19日
 〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop <全労済>）

ご契約者氏名 共済 太郎 機 生年月日 1978年 03月 08日
 生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記のとおり証明します。

契約名	共済期間（年）	払込方法	09月までの払込額（円）	本年払込予定額（円）	割り戻し金額（円）	差引本年控除対象予定額（円）
団体生命	01	月払い	11,200	15,400	395	15,005
総合医療	05	月払い	14,040	18,720	624	18,096
引受緩和	終身	月払い	15,510	20,100	0	20,100
いきいき	05	月払い	20,340	27,120	0	27,120

03-01-0000001-00001-000000000010001-0000000001-00000000000001-0000000061

証明書の左上に
新制度・旧制度
のどちらが適用
になるかが記載
されています。

生命保険料控除 新制度 令和05年分 生命保険料控除対象共済掛金証明書（介護医療） 証明日 2023年08月19日
 〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop <全労済>）

ご契約者氏名 共済 太郎 機 生年月日 1978年 03月 08日
 生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記のとおり証明します。

契約名	共済期間（年）	払込方法	09月までの払込額（円）	本年払込予定額（円）	割り戻し金額（円）	差引本年控除対象予定額（円）
団体生命	01	月払い	8,000	11,000	282	10,718
総合医療	05	月払い	10,800	14,400	480	13,920
総合医療	終身	月払い	26,550	35,400	0	35,400
引受緩和	終身	月払い	30,700	37,000	0	37,000
いきいき	05	月払い	37,800	50,400	0	50,400

03-01-0000001-00001-000000000010001-0000000001-00000000000001-0000000061

転記

生命保険料控除 旧制度 令和05年分 生命保険料控除対象共済掛金証明書（一般生命） 証明日 2023年08月19日
 〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop <全労済>）

ご契約者氏名 共済 太郎 機 生年月日 1978年 03月 08日
 生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記のとおり証明します。

契約名	共済期間（年）	払込方法	09月までの払込額（円）	本年払込予定額（円）	割り戻し金額（円）	差引本年控除対象予定額（円）
団体生命	01	月払い	2,650	2,650	2,239	411
せいめい	10	半年払い	44,870	89,740	458	89,282
終身	終身	月払い	23,580	31,440	0	31,440

03-01-0000001-00001-000000000010001-0000000001-00000000000001-0000000061

◆給与と所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（全額を受けた共済金等の控除額） (a)	給与の支払者の確認																									
				氏名	あなたとの続柄																												
一般の生命保険料	こくみん共済 coop	個人長期生命共済	10年	共済 太郎	共済 太郎	本人	新・旧 (a)	89,282																									
こくみん共済 coop	終身生命共済	終身	共済 太郎	共済 太郎	本人	新・旧 (a)	31,440																										
こくみん共済 coop	個人長期生命共済	5年	共済 太郎	共済 太郎	本人	新・旧 (a)	27,120																										
こくみん共済 coop	個人長期生命共済	5年	共済 太郎	共済 太郎	本人	新・旧 (a)	18,096																										
生命保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	45,216円	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等）に当てはめて計算した金額		①	31,304円	計(①+②) ③	40,000円																								
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	120,722円	Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等）に当てはめて計算した金額		②	50,000円	②と③のいずれか大きい金額 ④	50,000円																								
	介護医療保険料	こくみん共済 coop	終身長期生命共済	終身	共済 太郎	共済 太郎	本人	(a)	35,400																								
	こくみん共済 coop	終身生命共済	終身	共済 太郎	共済 太郎	本人	(a)	37,000																									
	こくみん共済 coop	個人長期生命共済	5年	共済 太郎	共済 太郎	本人	(a)	50,400																									
(a)の金額の合計額		C	122,800円	Cの金額を下の計算式Ⅲ（新保険料等）に当てはめて計算した金額		⑤	40,000円																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計算式Ⅰ（新保険料等）※</th> <th colspan="2">計算式Ⅱ（旧保険料等）※</th> <th rowspan="5">生命保険料控除額 計(④+⑤+⑥) (最高120,000円) 90,000円</th> </tr> <tr> <th>A、C又はDの金額</th> <th>控除額の計算式</th> <th>B又はEの金額</th> <th>控除額の計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>A、C又はDの金額</td> <td>25,000円以下</td> <td>B又はEの金額</td> </tr> <tr> <td>20,001円から40,000円まで</td> <td>(A、C又はD)×1/2+10,000円</td> <td>25,001円から50,000円まで</td> <td>(B又はE)×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円から80,000円まで</td> <td>(A、C又はD)×1/4+20,000円</td> <td>50,001円から100,000円まで</td> <td>(B又はE)×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>80,001円以上</td> <td>一律に40,000円</td> <td>100,001円以上</td> <td>一律に60,000円</td> </tr> </tbody> </table>									計算式Ⅰ（新保険料等）※		計算式Ⅱ（旧保険料等）※		生命保険料控除額 計(④+⑤+⑥) (最高120,000円) 90,000円	A、C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式	20,000円以下	A、C又はDの金額	25,000円以下	B又はEの金額	20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円	40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円	80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に60,000円
計算式Ⅰ（新保険料等）※		計算式Ⅱ（旧保険料等）※		生命保険料控除額 計(④+⑤+⑥) (最高120,000円) 90,000円																													
A、C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式																														
20,000円以下	A、C又はDの金額	25,000円以下	B又はEの金額																														
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円																														
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円																														
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に60,000円																														

(*) 令和05年分とは、令和05年1月1日から令和05年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

生命保険料控除Ⅱ

ねんきん共済掛金の申告を紙でする場合

■保険料控除申告書への記入例

証明書の保険料控除区分に従って、「一般の生命保険料」または「個人年金保険料」の欄にそれぞれ記入してください。

- ① 保険会社等の名称……………「こくみん共済 coop」または「全労済」と記入してください。
- ② 保険等の種類……………「年金共済」と記入してください。
- ③ 保険期間または年金支払期間…支払期間を記載のとおり記入してください。 例：「終身」、「15年」
- ④ 保険等の契約者の氏名……………契約者氏名を記入してください。
- ⑤ 保険金等の受取人の氏名……………契約年金受取人（被共済者）氏名、続柄を記入してください。
また、年金支払開始日も記入してください。
- ⑥ 新・旧の区分……………証明書を参照のうえ、新制度の場合は「新」、旧制度の場合は「旧」に丸を付けてください。
- ⑦ あなたが本年中に支払った保険料等の金額……………差引本年度控除対象予定額を記入してください。

生命保険料控除 適用制度	新制度	令和05年分 生命保険料控除対象共済掛金証明書（一般生命）	証明日 2023年08月19日
ご契約者氏名	共済 太郎	生年月日 1978年03月08日	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全国労働者共済生活協同組合連合会 （こくみん共済 coop <全労済>）
生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記の通り証明します。			
規約・税制 契約年金受取人（被共済者）氏名	年金支払開始日 生年月日	支払期間 終身	契約者氏名 共済 太郎
新団体年金共済 共済 花子	2056.01.20 1995.04.18	終身 配偶者	2023.09
基本年金額 前納掛金額（本年）	501 *****	契約締結年月 2023.01	掛金額 144,000
掛金額 割り戻し金額	12,000 325	支払期間 33	支払方法 月払い
06-01-0000001-00001-000000000010001-0000000001-000000000000001-0000000070			
生命保険料控除 適用制度	新制度	令和05年分 生命保険料控除対象共済掛金証明書（個人年金）	証明日 2023年08月19日
ご契約者氏名	共済 太郎	生年月日 1978年03月08日	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全国労働者共済生活協同組合連合会 （こくみん共済 coop <全労済>）
生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記の通り証明します。			
規約・税制 契約年金受取人（被共済者）氏名	年金支払開始日 生年月日	支払期間 終身	契約者氏名 共済 太郎
個人年金共済（個人年金税制適用特例特付） 共済 花子	2049.01.12 1986.03.19	終身 配偶者	2023.09
基本年金額 前納掛金額（本年）	500 0	契約締結年月 2023.01	掛金額 32,970
掛金額 割り戻し金額	395,640 0	支払期間 37	支払方法 月払い
06-01-0000001-00001-000000000010001-0000000001-000000000000001-0000000070			
生命保険料控除 適用制度	旧制度	令和05年分 生命保険料控除対象共済掛金証明書（一般生命）	証明日 2023年08月19日
ご契約者氏名	共済 太郎	生年月日 1978年03月08日	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全国労働者共済生活協同組合連合会 （こくみん共済 coop <全労済>）
生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記の通り証明します。			
規約・税制 契約年金受取人（被共済者）氏名	年金支払開始日 生年月日	支払期間 終身	契約者氏名 共済 太郎
新団体年金共済 共済 花子	2036.01.01 1975.11.25	終身 配偶者	2023.09
基本年金額 前納掛金額（本年）	356 *****	契約締結年月 2023.01	掛金額 200,000
掛金額 割り戻し金額	120,000 0	支払期間 36	支払方法 月払い
06-01-0000001-00001-000000000010001-0000000001-000000000000001-0000000070			
生命保険料控除 適用制度	旧制度	令和05年分 生命保険料控除対象共済掛金証明書（個人年金）	証明日 2023年08月19日
ご契約者氏名	共済 太郎	生年月日 1978年03月08日	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全国労働者共済生活協同組合連合会 （こくみん共済 coop <全労済>）
生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記の通り証明します。			
規約・税制 契約年金受取人（被共済者）氏名	年金支払開始日 生年月日	支払期間 終身	契約者氏名 共済 太郎
新団体年金共済（個人年金税制適用特例特付） 共済 花子	2040.07.01 1980.02.23	終身 配偶者	2023.09
基本年金額 前納掛金額（本年）	351 *****	契約締結年月 2023.01	掛金額 10,000
掛金額 割り戻し金額	10,000 0	支払期間 31	支払方法 年払い
06-01-0000001-00001-000000000010001-0000000001-000000000000001-0000000070			

証明書の左上に
新制度・旧制度
のどちらが適用
になるかが記載
されています。

転記

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

一般の 生 命 保 険 料	保険会社等の 名称	保険等の 種類	保険期間 又は 年金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新・旧 の 区 分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額（分配を受け た剰余金等の控除後の金額） (a)	給与の 支払者の 確認
	こくみん共済 coop	年金共済	終身	共済 太郎	共済 花子	配偶者 新・旧	(a) 143,675	円
	こくみん共済 coop	年金共済	終身	共済 太郎	共済 花子	配偶者 新・旧	(a) 120,000	円
	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	A	143,675円	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険 料等）に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円)	計(①+②)	③
	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	B	120,000円	Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険 料等）に当てはめて計算した金額	②	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれ か大きい金額	④
	こくみん共済 coop	年金共済	終身	共済 太郎	共済 花子	配偶者 新・旧	(a) 395,640	円
	こくみん共済 coop	年金共済	終身	共済 太郎	共済 花子	配偶者 新・旧	(a) 10,000	円
	こくみん共済 coop	年金共済	終身	共済 太郎	共済 花子	配偶者 新・旧	(a) 300,840	円
	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	D	395,640円	Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険 料等）に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円)	計(④+⑤)	⑥
	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	E	310,840円	Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険 料等）に当てはめて計算した金額	⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれ か大きい金額	⑦
計算式Ⅰ（新保険料等）※		計算式Ⅱ（旧保険料等）※		生命保険料控除額 計(④+⑤+⑦) (最高120,000円)				
A、C又はDの金額		B又はEの金額		100,000				
20,000円以下		25,000円以下		円				
20,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで						
40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで						
80,001円以上		100,001円以上						

(*) 令和05年分とは、令和05年1月1日から令和05年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

地震保険料控除

自然災害共済掛金の申告を紙でする場合

■保険料控除申告書への記入例

証明書に従って、「地震保険料控除」の欄に記入してください。

- ① 保険会社等の名称……………「こくみん共済 coop」または「全労済」と記入してください。
- ② 保険等の種類……………「自然災害共済」と記入してください。
- ③ 保険期間……………支払期間を記載のとおり記入してください。
- ④ 保険等の契約者の氏名……………契約者氏名を記入してください。
- ⑤ 保険等の対象となった家屋等に居住または家財を利用している者等の氏名
……………その家に住んでいる方、家財を利用している方（一般的には契約者）の氏名と続柄を記入してください。
- ⑥ 地震保険料または旧長期損害保険料の区分…「地震」に丸を付けてください。
- ⑦ あなたが本年中に支払った保険料等の金額…差引本年度控除対象予定額を記入してください。

■ご留意点

- ① 本年1月1日より12月末までに払い込んだ共済掛金だけを記入してください。
- ② 前年度分の共済掛金であっても今年度中に払い込んだ場合は、その分の共済掛金を含めて申告できます。
- ③ 平成18年度税制改正により「地震保険料控除制度」が創設され、平成19年1月より自然災害共済の共済掛金のうち、地震等損害部分の共済掛金が地震保険料控除の対象となります。上限は5万円です。
- ④ 自然災害共済の共済掛金のうち、地震保険料控除の対象となる掛金単価（1口あたり）は以下のとおりです。

2015年2月1日以後発効（更新）した新制度契約

	自然災害共済 加入タイプ	木造	鉄骨・耐火構造	マンション
新制度 年払い	大型タイプ	115.5円	80.9円	77.4円
	標準タイプ	74.8円	53.2円	50.4円
月払い	大型タイプ	9.8円	6.9円	6.9円
	標準タイプ	6.5円	4.6円	4.6円

※マンション構造（風水害保障なし）は、マンション構造と同単価となります。

令和05年分 地震保険料控除対象共済掛金証明書

証明日 2023年08月19日

ご契約者氏名 共済 太郎 様 生年月日 1978年03月08日
地震保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を下記のとおり証明します。

〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
全国労働者共済生活協同組合連合会
（こくみん共済 coop <全労済>）

契約名	共済期間 (年)	払込方法	09月までの 払込額(円)	本年払込予定額(円)	割り戻し金額(円)	差引本年控除 対象予定額(円)	家屋・家財の別
自然災害	01	一時払い	9,900	9,900	0	9,900	家屋・家財

03-01-0000001-00001-000000000010001-00000000001-000000000000001-0000000061

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

地震 保 険 料 控 除	保険会社等の 名 称	保険等の 種類(目的)	保 険 期 間	保 險 等 の 契 約 者 の 氏 名		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区 分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額（分配を受けた割 余金等の控除額の金額）	給 与 の 支 払 者 の 確 認
	こくみん共済 coop	自然災害 共 済	1年	共 済 太 郎		地 震	円	
				共 済 太 郎 本 人		旧長期	9,900	
						旧長期		
	④のうち地震保険料の金額の合計額						⑤ 9,900円	
	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						⑥ 円	
	⑦の 金額 (最高50,000円) 9,900円						+ ⑧の金額(⑧の金額が 10,000円を超える場合は、 ⑧×1/2+5,000円)※ 円	
							=	(最高50,000円) 9,900円

転 記

(*)令和05年分とは、令和05年1月1日から令和05年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

年末調整の電子化について

2020年10月以降の年末調整では、保険料控除申告書や（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に紙で添付していた証明書に代えて、保険会社等から交付された証明書のデータ（電子的控除証明書等）を添付しての勤務先への提出が可能になりました。

当会でも、2021年10月より証明書を電子発行できるようになりました。また、国税庁が無償提供している「年調ソフト」をあわせて活用することで、保険料控除申告書を簡単に作成することができます。

つきましては、証明書の電子発行や「年調ソフト」による保険料控除申告書作成についてもご検討ください。

【ご留意点】＜必ずご確認ください＞

■ 以下の場合、証明書の電子発行ができませんのでご注意ください。

- ①**団体扱いの共済契約（セット共済（団体生命共済、団体年金共済）など）** ②本年の掛金払込がない契約
③当会に登録されている漢字氏名が旧字体の契約（国税庁のシステムが未対応のため） ④過年度分の電子データ など

■ 勤務先への電子データによる提出は、勤務先で認められている場合に限りです。

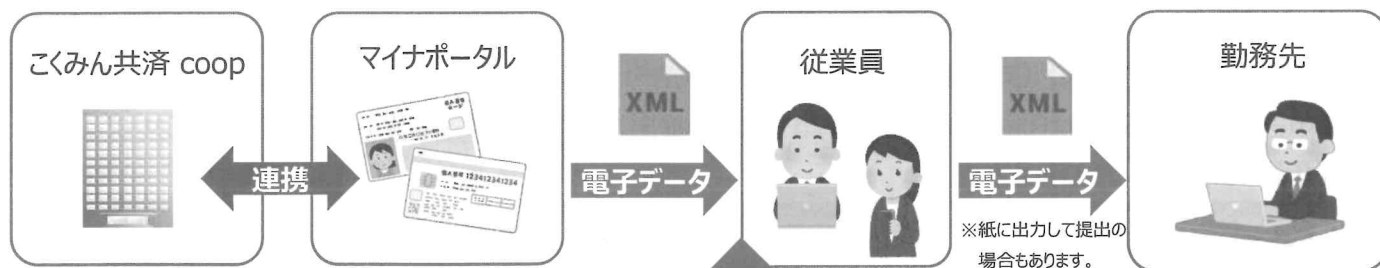
なお、証明書を電子発行いただいた場合でも、紙の証明書はこれまでどおり郵送でお送りいたします。

電子化前



電子化後

従来の紙での提供に加え、新たにマイナポータル（※）より、証明書を電子データで一括取得することが可能となります。また、当会だけでなく、他社もマイナポータル連携により電子発行している場合は、証明書の電子データを一括して取得することができます。



年調ソフト

電子データをインポートした保険料控除申告書作成

（※）マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。

年末調整の電子化のメリットはこれだけあります！

- 証明書をデータで取り込むことで自動入力！
- 控除額を自動計算！
- 生年月日から家族の年齢を自動計算、適用される控除を自動判定！
- 氏名や住所など共通項目は一度の入力でOK！
- 証明書をなくす心配がない（保存場所が分からなくなっても再取得が可能）！



当会の証明書を電子発行・「年調ソフト」による保険料控除申告書を作成する際は、以下を参考に手続きしてください。

(1) 用意するもの

- ①マイナンバーカード ②マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォン（またはICカードリーダライタ等）
- ③メールアドレス ④当会の共済契約証書（あると登録の際に便利です）

(2) 証明書の電子発行の方法

【STEP1】当会のマイページ開設

当会の公式ホームページから、マイページを開設します。

※ 開設済みの方は、【STEP2】へ進んでください。

【STEP2】マイナポータルの利用者登録

「マイナポータルサービス」にアクセスし、案内に従ってマイナポータルの利用者登録をします。

※ 登録済みの方は、【STEP3】へ進んでください。

【STEP3】「e-私書箱」とのつながる設定

「マイナポータルサービス」のメニュー「もっとつながる」から「e-私書箱」とつながる設定をします。

※ 設定済みの方は、【STEP4】へ進んでください。



マイページの
開設はこちら



マイナポータルサービス
はこちら

【STEP4】「e-私書箱」連携

- ① 当会のマイページに開設されている「マイナ手続きポータル」（名称が異なる場合があります）にアクセスします。
- ② メールアドレスを登録のうえマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力後、契約者情報を入力し利用者登録をします。
- ③ 利用者登録完了メールに記載されたURLにアクセスのうえ「ログイン」を押下し、マイナンバーカードを読み取ります。
- ④ 「e-私書箱」へログインします。
 - ・「e-私書箱連携を行いますか？」のポップアップウィンドウで「はい」を押下します。
 - ・電子ポスト画面で「e-私書箱につなぐ」を押下します。
 - ・「e-私書箱」ログイン画面で「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」を押下し、ログイン方法選択画面からログインします。
- ⑤ 企業連携同意にチェックのうえ「連携」を押下し、次に表示される画面で連携済サービスとなっていることを確認します。

以上でお手続き完了です。電子発行されるまでお待ちいただき、マイナポータルよりご照会ください。

(3) 「年調ソフト」による保険料控除申告書作成について

「年調ソフト」は、ご使用の（または勤務先の）パソコンやスマートフォンにダウンロードして使います。作成した保険料控除申告書は、データまたは印刷して勤務先に提出します（提出方法の詳細は勤務先の指示に従ってください）。

「年調ソフト」のダウンロード方法

Windows/パソコン をご利用の方	Mac/パソコン をご利用の方	Androidスマホ をご利用の方	iPhone をご利用の方
マイクロソフト ストアで 「年末調整 国税庁」 と検索	Appstoreで 「年末調整 国税庁」 と検索	Google Playで 「年末調整 国税庁」 と検索 ※2023年10月頃に令和5年 分がリリース予定です。	Appstoreで 「年末調整 国税庁」 と検索 ※2023年10月頃に令和5年 分がリリース予定です。

「年調ソフト」の使用に関するご不明点は、以下をご確認ください。

①ヘルプデスクに問い合わせる

電話番号	0570-02-4563（ナビダイヤル）	
受付時間	9：00～17：00	10月1日～12月28日（毎日） 1月4日～2月29日（月～金）※休祝日除く

※最新情報は国税庁HPをご確認ください。

②マニュアル・FAQで調べる

「年調ソフト」による保険料控除申告書の詳しい作成方法は、国税庁HPに掲載されています。



国税庁HPはこちら

生命保険料控除制度について

生命保険料控除のしくみ

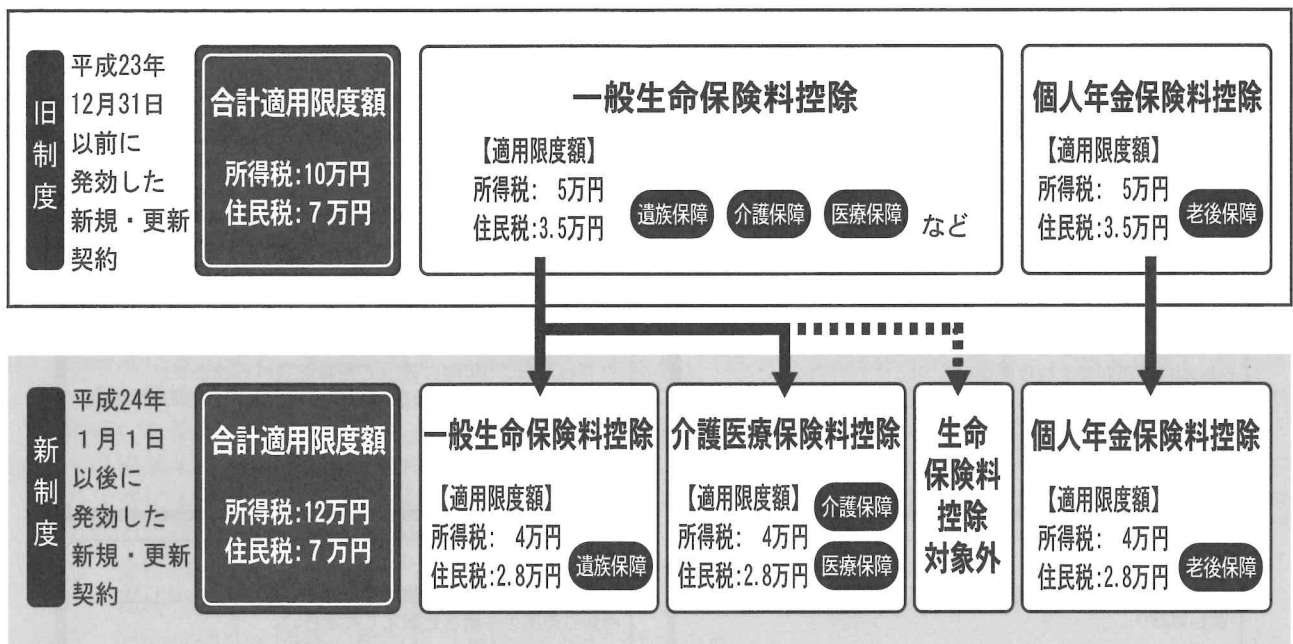
(1) 適用制度

平成24年1月1日より、生命保険料控除制度の改正に伴い、発効日・更新日を基準として、旧制度と新制度の2つの制度が並存します。適用される制度に応じた生命保険料控除を受けることができます。

旧制度適用契約	平成23年12月31日以前に発効した新規契約または更新契約
新制度適用契約	平成24年1月1日以後に発効した新規契約または更新契約※

※ 旧制度では全額が生命保険料控除の対象となっている場合でも、新制度では一部の共済掛金について、生命保険料控除の対象とならない場合があります。

旧制度と新制度について



(2) 各生命保険料控除適用の区分

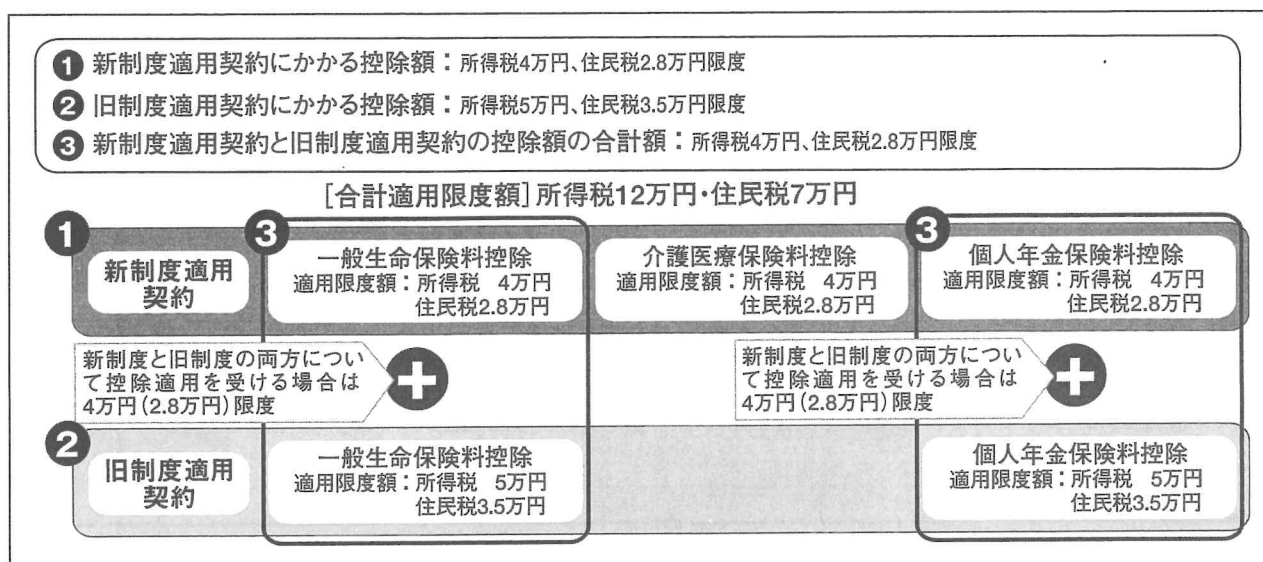
平成24年1月1日以降に発効した契約は、基本契約・特約それぞれの保障内容に応じて以下のとおり各保険料控除が適用されます。

一般生命保険料控除	生存または死亡に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金
介護医療保険料控除	病気による入院や手術等に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金
個人年金保険料控除	個人年金税制適格年金特則を付帯されたねんきん共済にかかる共済掛金
生命保険料控除対象外	身体の傷害のみに起因して共済金を支払う部分、賠償責任保障部分にかかる共済掛金

※ 割り戻し金は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、控除対象外の各共済掛金によって按分し、それぞれ控除対象掛金から差し引きます。

(3) 新制度適用契約と旧制度適用契約の両方にご契約をされている場合

一般生命保険料控除と個人年金保険料控除について、控除ごとに以下のいずれかを選択することができます。



4. 生命保険料控除制度に関するQ & A

Q 1

一般生命保険料控除額が4万円になったと聞きました。これまで年間10万円以上掛金を支払っていますが、4万円までしか申告できないのですか？

平成23(2011)年12月31日までに加入された契約であれば、満期日まではこれまでの限度額である5万円までが一般生命保険料控除の対象になります。

ただし、契約を更新した場合は、4万円までが控除の対象になります。なお、新たに介護医療保険料控除として、別に4万円まで対象となる場合もあります。

Q 3

年末調整で保険料控除の申告を忘れてしまいました。過去分も含めて控除の申告をすることは可能でしょうか…？

確定申告をすることで、生命保険料控除・地震保険料控除を受けることが可能です。また、保険料控除の申告を忘れていても、5年間は遡って控除を受けられます。

詳しくは、勤務先または税務署までお問い合わせください。

Q 2

新制度では、控除の対象とならない共済掛金があると聞きましたが…。

身体の障がいのみ起因して共済金を支払う部分、賠償責任保障部分にかかる共済掛金は、対象外となります。

そのため、旧制度では金額が生命保険料控除の対象となっている場合でも、新制度では一部の共済掛金について、生命保険料控除の対象とならない場合があります。

Q 4

共済掛金証明書（保険料控除証明書）を紛失しました。再発行申請の手続きを教えてください。

当会のマイページより、10月から翌年の3月の間、共済掛金証明書（保険料控除証明書）の再発行の申請ができます。マイページへのログインや登録は二次元コードからアクセスをお願いいたします。

または、当会の共済ショップや担当職員へお申し出ください。



こくみん共済〈全労済〉福島推進本部

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

(福島県労働者共済生活協同組合)

福島市荒町1番21号（協働会館内）

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

共済ショップ ふくしま店 福島支所	〒960-8540 福島市荒町1-21(協働会館内)	TEL024-522-6025 FAX024-522-6040
共済ショップ こおりやま店 郡山支所	〒963-8017 郡山市長者1-7-15	TEL024-933-6031 FAX024-933-6043
共済ショップ あいづ店 会津支所	〒965-0026 会津若松市平安町3-3(会津協働会館内)	TEL0242-22-6031 FAX0242-22-6034
共済ショップ いわき店 いわき支所	〒970-8026 いわき市平字堂の前22(いわき市労働福祉会館内)	TEL0246-25-6031 FAX0246-25-6033
共済ショップ しらかわ店 白河支所	〒961-0856 白河市新白河3-98(ピアノ本間ビル内)	TEL0248-22-6031 FAX0248-22-6242
共済ショップ 相双店 相双支所	〒975-0015 南相馬市原町区国見町3-5-18	TEL0244-24-6031 FAX0244-24-5850